

**「世界に羽ばたく社会課題解決型スタートアップ創出プロジェクト」
企画・運営業務に係る受託候補者募集要項**

1 委託業務の名称

「世界に羽ばたく社会課題解決型スタートアップ創出プロジェクト」企画・運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 契約金額の上限

5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務内容

グローバル展開の可能性を有する社会課題解決型スタートアップの創出・成長、京都スタートアップ・エコシステムの充実を図ることを目的に、創業前や今後成長が期待されるスタートアップへの事業補助を行うにあたり、公開審査会及び交流会を開催し、ベンチャーキャピタル（以下、「VC」という。）やアクセラレータ等とのマッチング・ネットワーキングを促進する。

※ 詳細は仕様書を参照。

5 応募資格

次の各号に掲げる事項の全てを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に記載されていること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 以下の資格要件を全て満たした場合、複数の企業が共同事業体（コンソーシアム）を構成して応募することを可能とする。
 - この場合、参加表明書（様式1）に構成団体等を記入して提出すること。
 - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(5)の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市との窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の提案者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。
- (7) 当該業務と同種又は類似の業務の業務実績を有すること。

6 応募手続等

(1) 募集期間

令和6年7月19日（金）から8月9日（金）午後5時まで

(2) 提出資料

以下資料を記載の部数、提出すること。

資料名	部数	備考
参加表明書【様式1】	1部	
企画提案書	6部	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の様式で、企画案（取組方針や実施方法、独自提案等）を提案すること。 ・本業務における取組体制や実施スケジュールを記載すること。 ・類似業務の実績（業務名称、契約期間、業務実績、契約金額等）を記載すること。 ・1部は社名を記載し、残り5部は社名なしで作成すること。
見積書	6部	<ul style="list-style-type: none"> ・宛先は京都市長とすること。 ・消費税及び地方消費税相当額は10%で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること。 ・1部は社名を記載し、残り5部は社名なしで作成すること。 ・企画費等で計上するものについては、可能な限り積算根拠を明示すること。
会社案内	6部	会社概要が分かるパンフレット等
京都市内に拠点を有することを証明できる書類	1部	・本社所在地が京都市外で、京都市内に拠点を有している場合にのみ提出。

また、本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

資料名	部数	備考
登記簿謄本（履歴事項全部証明）	1部	申請日前3箇月以内に発行のもの
印鑑証明書	1部	
納税証明書（国税及び京都市税）	各1部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式2】	1部	
使用印鑑届【様式3】	1部	
誓約書【様式4】	1部	

7 応募書類の提出方法

(1) 提出方法

持参（平日午前9時～午後5時）又は郵送（書留郵便に限る。）

- (2) 提出受付期限
令和6年8月9日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出場所
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局産業イノベーション推進室(担当:植木、羽室)
(電話:075-222-3339/FAX:075-222-3331)

8 企画提案に関する質問・回答

- (1) 質問受付期間
令和6年7月19日(金)から7月25日(木)午後5時まで
※期限後の質問は、一切受け付けない。
- (2) 質問方法
電子メールのみとする(様式不問)。件名は、「世界に羽ばたく社会課題解決型スタートアップ創出プロジェクト企画運営業務に関する質問」とすること。
- (3) 提出先メールアドレス
startup@city.kyoto.lg.jp
- (4) 質問への回答
全ての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページにおいて掲載する。(令和6年7月29日(月)予定)

9 提案の審査・選定等

- (1) 選定
「世界に羽ばたく社会課題解決型スタートアップ創出プロジェクト」企画・運営業務受託候補者選定委員会設置要綱に基づき受託候補者選定委員会を設置し、同委員会において、提出された企画提案書について、(2)審査基準に基づき採点し、審査員の評価の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。
- (2) 審査基準
ア 審査に当たっては、以下に掲げる評価項目に基づき評価する。

評価項目	評価の着眼点		配点
企画提案内容	事業趣旨に対する理解	仕様書の内容を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10
	適格性	提案内容が仕様書に基づいており、起業家・スタートアップの魅力発信、VC・エンジェル投資家、支援者等とのマッチング・ネットワーキング促進といった効果が期待できるものであるか。	20
	独自性	ブランディング、表彰制度、公開審査会・交流会の開催、審査員・招待者の組成等に係る提案に独自性はあるか。加えて、補助金採択者等に対し、次年度以降に自社が独自に提供する支援メニューの効果が期待できるものであるか。	15
実現性	実現可能性	業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュールや業務環境となっているか。	10

広報	情報発信等	補助金の募集、公開審査会の来場者募集等の事業全般の情報発信方法について、集客や幅広い周知が期待できる等、実効性があるか。	20
拠点	企業拠点	京都市内に本社又は事務所があるか。(有 5点、無 0点)	5
事業実績		本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績があり、本業務を完遂し、成果をあげることが期待できるか。	10
見積額		(契約金額の上限-自社の提案価格)/(契約金額の上限-提案価格のうち最低価格) ×満点(10点) ※小数点第1位を四捨五入	10
合計点			100点

イ 審査員の評価の最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。なお、金額が同額の場合、当該者は当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。

ウ 提案者が1者であっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

エ 上記に関わらず、審査員の評価の平均点が60点未満の場合は、受託候補者として選定しない。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

委託候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

(5) 公表

選定結果通知日の翌営業日以降に、選定結果、参加した事業者、評価点及び選定理由が分かる情報を公表するものとする。ただし、審査内容については公表しない。

(6) 契約

ア 受託候補者と本市との間で、委託内容や経費等について詳細を調整の上、委託契約を締結する。また、契約に関する費用(収入印紙代を含む)は、受託候補者の負担とする。

イ 契約代金の支払については、原則精算払いとするが、必要に応じて、前金払いを認める。

ウ 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合は次順位者を受託候補者とする。

10 スケジュール

日時	概要
令和6年7月19日(金)	公募開始
7月25日(木)	質問提出期限(午後5時まで)
7月29日(月)	質問に関する回答
8月9日(金)	各種必要書類の提出期限(午後5時まで)
8月16日(金)迄	企画提案の審査
8月19日(月)	受託候補者の決定・通知

1 1 注意事項

- (1) 次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
 - ウ 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
 - オ 全ての提出書類は、返却しない。